

# 特定中小会社が発行した株式の 取得に要した金額等の控除の明細書

【令和\_\_年分】

整理番号

住所 (前住所)	( )	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電話) ( )

## 1 適用する特例の選択

- 措置法第37条の13第1項第\_\_号\_\_ (特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- 措置法第37条の13の2第1項 (設立特定株式の取得に要した金額の控除等)
- 措置法第41条の19第1項第\_\_号\_\_ (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)
- 旧震災特例法第13条の3 (復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される措置法第41条の19

## 2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

① その年中の払込みによる取得の状況			② その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年	月	株数	年	月	株数
.	.	株	.	.	株
.	.		.	.	
.	.		.	.	
.	.		.	.	
.	.		.	.	
合	計	3①欄へ株	合	計	3②欄へ株

## 3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定株式の数 (①-②)	株 <small>(マイナスの場合は0と書いてください。)</small>
④ ①の特定株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	円

※ ⑤の金額 (適用対象額) については、次の場合の区分に応じそれぞれ次のように転記します。

- (1) 措置法第37条の13第1項又は第37条の13の2第1項の規定を適用する場合  
 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄に記載します (同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。)  
 なお、一定の場合には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書 (付表)」を作成する必要があります。詳細は、裏面の (注) をご覧ください。
- (2) 措置法第41条の19の規定を適用する場合 (旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。)  
 「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します。  
 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。

(令和5年分以降用)

## 記載要領等

○ この明細書は、次の特例の適用を受ける場合に、その適用に係る株式の銘柄ごとに記載します。

- A 措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- B 措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）
- C 措置法第41条の19第1項<sup>※</sup>（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

※ 旧震災特例法（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。

### 1 「1 適用する特例の選択」欄

適用を受ける特例の□にしてください。

なお、「措置法第37条の13第1項」又は「第41条の19第1項」を選択する場合は、下線部に該当する号数（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第37条の13第1項第2号に該当する場合は、同号イ又はロのいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。

### 2 「2 その年中の株式の異動の状況」欄<sup>※1</sup>

(1) 「① その年中に払込みによる取得の状況」欄には、その年中に払込みにより取得をした特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には特定新規株式をいいます。（2）において単に「特定株式」といいます。）の数等を記載してください。

(2) 「② その年中に譲渡又は贈与による異動の状況」欄には、その年中に譲渡又は贈与<sup>※2</sup>をした同一銘柄株式（特定株式及びその特定株式と同一銘柄の他の株式をいいます。以下同じです。）の数等をそれぞれ記載してください。

※1 発行会社から交付された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄を記載する必要はありません。

2 この場合における「譲渡又は贈与」には、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同一銘柄株式の譲渡又は贈与も含まれます。

### 3 「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄

①から⑤までの算式に基づき、控除対象特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には控除対象設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には控除対象特定新規株式をいいます。）の取得に要した金額を計算します。

(注) A又はBの特例の適用について、次の1又は2に該当する場合には、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（付表）**」を作成し、この明細書と一緒に提出してください。

1 その年中に取得をした特例控除対象特定株式<sup>※</sup>の取得に要した金額の合計額につきAの特例の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額として一定の金額が20億円を超えるとき

2 Bの特例の適用を受ける金額が20億円を超える場合

※ 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。